資料3-6①

米山地域開校準備委員会専門部会　協議・検討事項　報告様式

部　会　名	交流事業・開校記念事業
部　会　長	米山東小学校　佐藤　友昭

※　内容は簡潔に記載願います。（セル内の改行はAlt+Enterキーでお願いします。）

報告日	回数	開催日	会場	協議・検討事項	協議・検討経過・結果	資料	開校準備委員会からの意見・質問 （開校準備委員会開催後に事務局で記入します。）	意見・質問への回答等 （開校準備委員会からの意見・質問があった場合記入してくだ
R7.7.25	1	R7.7.23	米山東小学校 校長室	①部会長、副部会長の選任 ②今後の部会の進め方 ③担当業務の確認	①部会長は米山東小学校校長、副部会長とPTA関係の部会長は米山東小学校教頭に決定 ②交流事業は各校の教務と連携しながら、開校記念事業は学校再編推進室と連携しながら進める。 ・新PTAの規約、組織体制、PTA行事等は、3校の教頭、PTA会長が集まって検討する。 ・PTA閉校関係については、各校で実行委員会を立ち上げて進める。 ③交流事業は、各学年で最低1回以上の交流を実施する。 ・開校記念事業は、津山、東和の例を参考にして、次年度から準備に当たり、役割分担して、案内状や依頼状の送付等を行う。			
	2							
	3							

資料３－６②

米山地域開校準備委員会の専門部会【交流行事・開校記念行事】のスケジュール

構成メンバー	教職員	◎米山東小校長　○●米山東小教頭　中津山小教頭　米岡小教頭　各校校務分掌担当【３小学校の校長で調整・検討を行う】
	各校 PTA 等	米山東小総務部長、米山東小教養部長、中津山小研修部長、中津山小保健体育部長、米岡小教養部長、米岡小教養副部長

時期／検討事項	令和７年度			令和８年度			令和９年度
	７月	８～１月	２・３月	４～９月	１０・１１月	１２～３月	４月
交流事業の計画・実施	○部会設置 ・第１回部会 （顔合わせ、部長等確認、事業・スケジュール確認）	事業計画調整 R7 年度の交流 ・３校合同交流会（６年） ・花山宿泊訓練（５年） ・平筒沼交流会（２年） ※全学年で行う。	事業計画決定	事業実施	事業実施	事業実施	
開校記念行事の検討				事業内容検討	事業内容決定	準備	実施
新ＰＴＡ組織	①PTA 規約・役員 ②PTA 行事 ③各小学校 PTA の解散	○部会設置 ③解散事項の検討		①規約・役員の検討 ②行事の検討		①規約・役員等の決定 ②行事の決定 ③解散事項の決定、準備、実施	①設立 ②実施
PTA 閉校関係	①卒業制作等の返却・記念品の検討 ②感謝の会部会 ③記念誌部会	○部会設置 ※各校で実行委員会を立ち上げて進める。 ①リストアップ、記念品などの検討 ②内容、参加者など検討 ③記念誌の内容など検討	①事業内容決定 ②事業内容決定 ③内容決定	①返却の呼びかけ準備・取り外し、記念品、配付先選定 ②役割分担決定 ③資料収集、原稿依頼者選定 入力、写真の選定	①配付、記念品の発注 ②来賓、参加者へ案内状送付、資料作成 ③校正作業、配付先の選定	①記念品配付 ②参加者の取りまとめ、児童の指導、支援 感謝の会実施 ③印刷納品、配付	

資料3-7①

米山地域開校準備委員会専門部会　協議・検討事項　報告様式

部　会　名	PTA部会
部　会　長	米山東小学校　齋藤　智広

※　内容は簡潔に記載願います。（セル内の改行はAlt+Enterキーでお願いします。）

報告日	回数	開催日	会場	協議・検討事項	協議・検討経過・結果	資料	開校準備委員会からの意見・質問 （開校準備委員会開催後に事務局で記入します。）	意見・質問への回答等 （開校準備委員会からの意見・質問があった場合記入してくだ
R7.7.25	1	R7.7.23	米山東小学校 相談室	①部長、副部長の確認 ②今後の部会の進め方 ③担当業務の確認	①部会長は米山東小学校教頭に決定。 ②PTA規約などについて、原案を作成し、各校のPTA会長および執行部役員・総務部役員と相談しながら調整していく。 ③PTA規約の原案は米山東小学校教頭が作成する。 ・卒業制作、記念品については、各校教頭がリストを作成する。			
R7.10.9	2	R7.10.3	米岡小学校	①3校の進捗状況の確認 ②PTA規約案について ③PTAの内容比較について	①PTA専門部会の開催日や内容について確認した。 ②PTA規約案の内容を精査した。後日、PTA執行部や総務部に提示し、ご意見をいただく。 ③PTA活動や内容が比較できるものを作成する。(担当は東小教頭)			

資料３ - ７②

登米市立米山小学校ＰＴＡ会則　（案）

第１章　総　則

第１条　本会は登米市立米山小学校ＰＴＡといい、事務局を米山小学校内におく。

第２条　本会は、米山小学校の児童の保護者またはこれに代わるもの、及び教職員並びに本会の趣旨に賛同するものをもって組織し、本会運営の責任と義務を負うものとする。

第３条　本会は会員相互の連携により、児童の健全育成を推進し、学校と家庭が一体となって本校の教育活動の親展に寄与することを目的とする。

第２章　事　業

第４条　本会の目的を達成するため、次の事業を行う。
１　会員の教養を高める事業
２　学校と家庭の連絡提携に関する事業
３　学校の施設設備の充実に関する事業
４　児童の保健管理に関する事業
５　会員相互の親睦を高める事業
６　校外における児童および青少年の健全育成に関する事業
７　学年ＰＴＡ及び地区ＰＴＡに関する事業
８　その他本会の目的に必要な事業

第５条　前条の事業を達成するため、ＰＴＡ専門部並びに学年ＰＴＡ、地区ＰＴＡを設置する。
これに関する規程は別に定める。

第３章　役　員

第６条　本会は次の役員をおく。
１　会長１名、副会長２名、名専門部長４名（総務部・環境部・保体部・教養部）
監事３名、参与１名、顧問若干名、各学年委員長６名 、各学年副委員長６名
２　各地区に地区役員２名（班長１名、副班長１名）をおく。
ただし、地区の会員数が５名以下の場合は、班長１名をおく。
また、会員数がごく少数の場合は、地区を統合することができる。
３　事務長１名、庶務１名、会計２名（Ｐ１名、Ｔ１名とする。）
４　副会長は各専門部長を兼務することができる。

第７条　役員の選出方法は次のとおりとする。
１　会長、副会長、監事、各専門部長、Ｐ会計は、総会において選出する。
２　参与は、校長とする。
３　顧問、事務長、庶務、Ｔ会計は、会長が委嘱する。
４　地区役員は、地区で選出する。
５　学年委員は、学年で選出する。

第８条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期が満了しても後任者が決まるまでは、その職務を行うものとする。

第９条　役員の職責は次のとおりとする。

１　会長は本会運営を統理し、本会を代表する。
２　副会長は会長を助け、会長に事故があるときは職務を代行する。
３　参与、顧問は会長の諮問に応じ、会務全般について意見を具申する。
４　各専門部長は各部の所属事項について、企画実施の任にあたる。
５　事務長は会長の指示に従い、本会の事務を掌握する。
６　庶務は本会の記録・事務を担当するとともに、事務長に事故があるときは職務を代行する。
７　会計は本会の会計の管理にあたる。
８　監事は会計の監査にあたる。
９　地区役員は本会と地区ＰＴＡとの連絡を密にし、その運営にあたる。
１０　学年委員長は本会と学年ＰＴＡとの連絡を密にし、その運営にあたる。

第４章　会　議

第10条　本会の会議は、総会、拡大役員会、総務部会、地区班長会、学年委員長会とする。

第11条　総会は毎年１回４月に開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
総会は次の事を審議する。

１　前年度の事業および決算の承認
２　本年度の事業および予算の承認
３　会則の変更に関すること
４　役員の選出および承認
５　その他必要と認める事項

第12条　拡大役員会は総会に次ぐ議決機関であって、第７条の役員で構成し、必要に応じ開催し事業の企画・運営について協議する。

第13条　総務部会・地区班長会・学年委員長会は必要に応じて開き、それぞれの活動の企画・執行について連絡協議する。

第14条　会議は会長が召集し、議長は拡大役員会及び総務部会においては会長、総会においては出席会員の中から選出する。

第15条　参与、顧問、事務長、庶務、Ｔ側の会計は会議に参加して意見を述べることができるが、決議には参加できない。

第16条　決議は出席者の過半数の同意が必要である。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第５章　会　計

第17条　本会の経費は会費、寄付金及び事業収入をもってこれにあてる。

第18条　会費の変更は総会の承認を必要とする。

第19条　本会の出納は年１回以上の監査を受けなければならない。

第20条　本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年の３月３１日までとする。

第６章　そ　の　他

第21条　この会則に定められたものの他に、本会の運営に必要な規定や事項は拡大役員会に諮って会長が定めることができる。

附　則

この会則は、令和９年４月〇〇日から施行し、令和９年４月１日から適用する。

登米市立米山小学校ＰＴＡ 専門部設置に関する規程

第１条　本会に次の専門部をおき、所管事項を次のとおり定める。

・総務部　本会の運営計画、事業の企画と調整、その他各部に含まれない事項
・教養部　会員の研修、研修視察、講演会、研修に関する事項
（ＰＴＡ会報『〇〇〇』の企画・編集・発行、行事写真の撮影）
・保体部　児童の保健維持に関する事項、学校行事等への援助
（学校、家庭、保健環境の整備改善、保健体育に関する諸計画）
・環境部　施設の充実、環境整備、通学路の安全点検

第２条　各専門部の委員の構成は次のとおりとし、会長が委嘱する。

１　総務部員は、米山小学校ＰＴＡ会則第７条第１項により選出された役員全員とする。
２　その他の各専門部員は、地区役員、学年委員長及び学年副委員長をあてる。（地区班長は環境部に所属。地区副班長は保体部に所属。学年委員長、副委員長は教養部に所属）
なお、必要に応じて会員の中から若干名を別に委嘱することができる。

第３条　専門部に会長が委任した事項は、拡大役員会の承認を得なくても、その部の計画で執行できる。

第４条　各専門部に部長・副部長をおく。部長は総会において選出し、副部長は専門部員の中から互選する。

第５条　部長は部を掌握し、部を代表する。副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは代理する。

第６条　専門部は必要に応じて随時会議を開き、部長がこれを召集する。

第７条　この規程に定めるものの他に必要な事項は、各専門部において適宜定めるものとする。

【附　則】　この規程は、令和９年４月〇〇日から施行し、令和９年４月１日から適用する。

登米市立米山小学校ＰＴＡ　学年ＰＴＡ規程

第１条　会則第５条に基づく学年ＰＴＡの規程を次のとおり定める。

第２条　本会に学年ＰＴＡを設置する。

第３条　学年ＰＴＡは、児童の教育全般について、学級担任と保護者が連携して研究や実践を行い、その効果を高めることを目的とする。

第４条　学年ＰＴＡは、授業参観への積極的参加、学級懇談、レクリエーション、その他目的達成に必要な事業を行う。

第５条　学年ＰＴＡに次の役員をおく。学年委員長１名、学年副委員長１名、委員２～４名。

第６条　委員長は学年ＰＴＡを掌握し、これを代表するとともに、学年ＰＴＡの役員としての責任と義務を負う。

第７条　本会運営のための経費は、各学年ＰＴＡに一任する。

第８条　この規程の定めるものの他に必要な事項は、各学年ＰＴＡにおいて適宜定めるものとする。

附　則
この規程は、令和９年４月〇〇日から施行し、令和９年４月１日より適用する。

登米市立米山小学校ＰＴＡ　旅費支給規程

第１条　本会の活動のために旅行する会員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、会の円滑な運営に資するとともに会費の適正な支出を図る。

第２条　この規程の対象となる者は、本会の職務を遂行した者、またはそれに準ずる者とする。

第３条　旅費支給について、次のように定める。

旅　　行　　先	旅　費
登米市内	５００円
登米市近隣の市町村（仙台より北側の地域）	１０００円
仙台以南の地域	２０００円
宮城県外	２０００円
※　宿泊を伴う旅行の場合の旅費は、会長、副会長、会計、事務長で相談し、支給額を決める。	

第４条　前条に定めるいずれの場合の旅費支給も、昼食代は旅費に含まれる。また、会議等の参加費は別途支給する。

第５条　この規程の改廃は、総務部会において決定する。

附則　この規程は、令和９年４月〇〇日から施行し、令和９年４月１日より適用する。

登米市立米山小学校ＰＴＡ　褒賞規程

第１条　本会は米山小学校ＰＴＡの発展に資し、教育の親展に寄与せんがために功績が顕著なる会員を会長名をもって表彰する。

第２条　表彰は、下記の規準により選考する。
１　教育の振興に熱心であって奉仕的精神に富む者
２　会の向上発展のために尽くし、実績顕著なる者

第３条　表彰者の選考は、選考委員会で行う。選考委員会は、総務部員をもって構成する。

第４条　表彰者には表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。

第５条　表彰は総会または拡大役員会の席上で行う。

附　則　　この規程は、令和９年４月〇〇日から施行し、令和９年４月１日より適用する。

登米市立米山小学校ＰＴＡ　慶弔規程

第１条　この規程は、会員の慶弔に関し必要な事項を定める。

第２条　本会は慶弔を表す内容と方法は別表のとおりとする。

第３条　その他必要なことが起こった場合は、総務部会に諮り決定する。

第４条　この規程の改廃は、総務部会において決定する。

附　則　　この規程は、令和９年４月〇〇日から施行し、令和９年４月１日より適用する。

【別　表】

種別	内　　容	金　　額	そ　の　他	備　　考
弔事	会員死亡	５、０００円	弔電・花輪	
	児童死亡	５、０００円	弔電・花輪	
事故災害	け　　が	３、０００円		・会の事業執行中の全治１ヶ月以上のもの ・入院加療の7日以上のもの
	災　　害	―		・災害の状況に応じて協議し決定する
慶事	特別表彰	―		・感謝状を贈呈（学校・社会教育に関する内容）
そ　の　他		―		・~~教職員の親（実父母・同居の義父母）死亡の場合は、弔電とする~~ ・その他、会長が特に必要と認める場合、協議し決定する

資料４

市内外小中学校に係る閉校式の開催時期について

１　背景

本市では、学校再編に伴う閉校式（市主催）の開催時期を３月としているが、式典の開催に協力をいただいている学校側からは、卒業式や新設校の開校準備、教職員の人事異動などと重なり負担が大きいとの声が寄せられている。

２　市内におけるこれまでの事例

閉校年度	新校名	旧校名	閉校式
令和４年	津山小（新設）	津山小	３月 18 日(土)
		横山小	３月 18 日(土)
令和６年	東和小（新設）	米谷小	３月 21 日(金)
		錦織小	３月 22 日(土)
		米川小	３月 21 日(金)

３　県内自治体の事例

自治体	閉校年度	新校名	旧校名	閉校式
石巻市	令和６年	桃生小（新設）	桃生小	２月８日(土)
			中津山第一小	２月 22 日(土)
			中津山第二小	２月 22 日(土)
大崎市	令和６年	鳴子小中（新設）	鳴子小	２月 16 日(日)
			川渡小	２月 15 日(土)
			鬼首小	２月 15 日(土)
			鳴子中	２月 22 日(土)
美里町	令和６年	美里中（新設）	小牛田中	２月 14 日(金)
			不動堂中	２月 20 日(木)
			南郷中	２月 16 日(日)

【傾向】

令和６年度に閉校式を行った県内の自治体は、すべて２月に開催している。

４　閉校式開催時期のメリット・デメリット

時期	メリット	デメリット
２月	・学校行事が分散して学校の負担減 ・開校準備期間の確保が容易 ・来賓の日程調整が容易	・閉校の実感がやや薄れる ・会場設営の負担増（単独開催）
３月	・閉校への意識をより高められる ・会場設営の負担軽減(卒業式前日など)	・学校行事が集中して学校側の負担増 ・開校準備期間の確保が困難 ・来賓の日程調整が困難